

平成20年(行ウ)第403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求
事件

原告 竺原光江

被告 国

質 問 回 答 書

第1

1 請求の趣旨2項は、「被告は、原告に対し、1000万円を支払え。」の
趣旨であると解されるが、これでよいか。

はい。そのとおりです。

いいえ。請求の趣旨2項は次のとおりです。

[

]

2 同請求の趣旨2項は、資源エネルギー庁長官が、その職務を行うについ
て、故意又は過失によって違法に原告に損害を加えたことを請求の原因と
して、国家賠償法1条1項に基づき、その賠償を求めるものと解されるが、
これでよいか。

はい。そのとおりです。

いいえ。次のとおりです。

[

]

第2

被告の記載について

訴状には被告の記載が明示されていないが、①本件訴状の請求の趣旨1項の対象とされている行為の主体は国であると考えられ、また、②同2項の内容が前記第1の2のとおり、資源エネルギー庁長官の行為を請求の原因とするものであれば、国家賠償法1条により、当該請求について被告となるのは、当該公務員が属する国又は公共団体（本件においては国）であるとして解されるので、本件で被告となるのは、請求の趣旨1項、2項を通じて、国であると解されるが、これでよいか。

- はい。そのとおりです。
- いいえ。次のとおりです。

被告は、資源エネルギー庁長官と歴代長官の方々です。損害賠償の支払いは、結果的には、資源エネルギー庁という組織になります。行政裁判は「法務大臣が代表者となる」と聞きましたので、そのように表紙に記しました。しかし、例えば、官僚が建設事業で談合をした場合、捕まるのは官僚であって、上司という理由で、大臣が逮捕されるわけではありません。今回のケースも同様です。また「原告が被告を選ぶ」と法律相談所で伺っています。今回は、官僚の責任を問うことが重要視されますので、被告は、資源エネルギー庁長官及び歴代長官の方々となります。ですから、国家賠償法1条の1項に基づき、一旦、代表者を大臣と致しますので、国家賠償法1条の2項の「求償権」を活用し、資源エネルギー庁長官及び歴代長官が対応するような流れでお願い致します。

平成20年7月11日

氏名 竹原 光江

印